

令和4年度

事業決算報告書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益財団法人 龜岡市福祉事業団

目 次

法人概要	-1-
事業実施状況	-4-
総括事項	-4-
福祉事業(公益事業1)	-5-
施設管理及び施設貸与事業(公益事業2)	-14-
施設貸与(非公益)事業(収益事業)	-14-
実施事業活動状況及び登録グループ一覧	-16-
施設の利用状況及び稼働率	-26-
貸借対照表	-28-
正味財産増減計算書	-29-
正味財産増減計算書内訳表	-33-
財務諸表に対する注記	-36-
附属明細書	-37-
財産目録	-38-

令和4年度事業報告

1 法人概要

(1) 設立年月日

昭和57年11月1日 設立
昭和58年 2月1日 財団法人移行
平成25年 4月1日 公益財団法人移行

(2) 設立経過

昭和57年3月に「福祉都市宣言」を行った亀岡市が、市民福祉の活動拠点として「亀岡市総合福祉センター」を建設し、昭和57年9月30日に完成しました。亀岡市福祉事業団は、その管理運営を行う法人として設立された市の外郭団体であり、総合福祉センターの設置目的実現のため、市と連携して公共サービスの提供を担ってきました。

(3) 定款に定める目的

障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与すること。

(4) 定款に定める事業内容

- ① 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- ② 障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- ③ 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(5) 主たる事務所

京都府亀岡市内丸町45番地の1

(6) 役員等に関する事項 (令和5年3月31日現在)

①評議員

役 職	氏 名	就任年月日
評議員	美馬 克次	平成 25 年 4 月 1 日
評議員	桂 喜久子	平成 28 年 6 月 2 日
評議員	和田 茂明	平成 28 年 6 月 2 日
評議員	稻村 智子	令和 3 年 5 月 28 日
評議員	栗山 明子	令和 3 年 5 月 28 日
評議員	田端 京子	令和 3 年 4 月 9 日

②理事、監事

役 職	氏 名	就任年月日
理事長	沼津 雅子	平成 28 年 4 月 1 日
常務理事	吉田 恵	令和 3 年 4 月 1 日
理事	井手口 温美	令和 4 年 6 月 3 日
理事	俣野 健二	平成 25 年 4 月 1 日
理事	小寺 邦明	平成 28 年 6 月 2 日
理事	佐々木 京子	令和 3 年 4 月 9 日
監事	谷口 晃一	令和 4 年 4 月 14 日
監事	小栗 真人	令和 3 年 4 月 9 日

(7) 職員に関する事項 (令和5年3月31日現在)

区 分	職員数	備 考
館長(常務理事兼務)	1名	
総務課長	1名	
主幹、主任、主事	4名	
再雇用職員	1名	週 4 日勤務
計	7名	※前年度職員数と同数

(8) 会議及び議決事項

①評議員会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
臨時 (令和4年4月14日)	第1号	監事の選任について	令和4年4月14日
定時 (令和4年6月3日)	第1号	令和3年度事業報告及び決算について	令和4年6月3日
	第2号	理事及び監事の選任について	

②理事会

開催日	議案番号	件名	議決年月日
(書面) (令和4年4月1日)	第1号	監事候補者の選定について	令和4年4月1日
	第2号	第1回臨時評議員会の開催について	
第1回 (令和4年5月19日)	第1号	令和3年度事業報告及び決算について	令和4年5月19日
	第2号	令和4年度定時評議員会の開催について	
	第3号	理事及び監事候補者の選定について	
(書面) (令和4年6月3日)	第1号	理事長(代表理事)の選定について	令和4年6月3日
	第2号	常務理事(業務執行理事)の選定について	
第2回 (令和5年3月23日)	第1号	令和4年度補正予算(第1号)について	令和5年3月23日
	第2号	令和5年度事業計画について	
	第3号	令和5年度収入支出予算について	

2 事業実施状況

(1) 総括事項

公益財団法人亀岡市福祉事業団は定款に基づき、令和4年度も公益財団法人としての運営体制の強化と定款に定める目的の達成と事業の充実に努めてまいりました。結果、当該年度の公益目的事業比率は74.5%（前年度74.6%）となりました。

さらに当事業団は亀岡市から総合福祉センターの指定管理者として指定を受けており、当該施設の管理とともに、総合福祉センターを構成する障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家、勤労青少年ホームの各事業についての業務委託に加え、事業団の自主事業として交流事業や働く女性の家自主事業の取り組みも併せて実施しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症による施設の利用停止や利用時間の制限も緩和され、利用件数、利用人数、利用料金及び稼働率においても前年度を上回りました。

また、令和5年度には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されることが予想され、利用件数、利用人数、利用料金及び稼働率がコロナ前の状況へと回復していくと思われます。

今後も引き続き、公益財団法人として、その設立趣旨に則り、市民の生きがい・健康づくりにつながる学習機会の提供、主体的な市民活動への支援などに積極的に取り組み、市民福祉の向上に努めてまいります。

①総合福祉センターの概要

名称	亀岡市総合福祉センター				
所在地	亀岡市内丸町45番地の1				
建物概要	鉄筋コンクリート造4階建一部2階建 敷地面積1,696.75m ² 、延床面積2,985.92m ²				
施設構成	1階	コミュニティホール、情報コーナー、会議室、集会室、訓練室、事務室			
	2階	教養娯楽室、会議室、団体事務室、録音室			
	3階	会議室、講習室、和室、料理実習室、託児室、相談室、談話室			
	4階	音楽室、集会室、講習室、軽運動室、団体事務室、娯楽談話室			
開館時間	午前9時から午後10時まで				
休館日	火曜日、祝日法による休日、年末年始（12月29日～1月3日）				
現指定管理期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日				

②最近5年間の総合福祉センターの利用状況

(単位：件、人、円、%)

年度	利用件数	利用人数	利用料金	稼働率
平成30年度	5,205	61,819	2,462,391	34.20
令和元年度	5,724	59,539	2,402,532	32.14
令和2年度	3,936	30,355	1,939,990	23.43
令和3年度	3,836	29,873	1,893,250	23.20
令和4年度	4,777	41,938	2,461,782	30.12

※稼働率は貸与対象の部屋のみの率

(2) 福祉事業（公益事業1）

① 障害者福祉事業（障害者福祉センター）

障害者福祉センターでは、『障害者総合支援法』に基づき、障がい者が住みなれた地域で暮らすことのできる自立と共生の社会の実現を総合的に支援するため、意思疎通支援事業、生活訓練事業、社会参加促進事業等を実施しました。

意思疎通支援事業として、意思疎通支援者派遣事業、奉仕員養成講座、実践講座を実施しました。

意思疎通支援者派遣事業は、平成30年4月1日に施行された「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」にあるコミュニケーション支援及び情報保障として意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣業務を行いました。手話通訳者の派遣業務は通訳職員及び登録手話通訳者で対応しており、令和4年度実績は、派遣件数672件、(対前年度比21.2%減)、延べ派遣人数1,018人(同10.2%減)、延べ所要時間は1,638.5時間(同5.0%増)となっています。件数と派遣人数が減となったのは、通訳職員が1名減となったためです。また、要約筆記の派遣業務については、登録要約筆記者及び職員の派遣で、令和4年度実績は、派遣件数100件(同7.5%増)、延派遺人数215人(同19.4%増)、延所要時間数461.5時間(同34.2%増)となっています。新型コロナウイルス感染症対策のため、触手話通訳、医療関係通訳共に意思疎通支援者に派遣の可否を問い合わせ、対応可能な方のみに依頼しました。催しや事業などの派遣依頼が昨年度よりも増えてきました。通訳は顔の表情などが見えるように透明マスクなどを使用したり、リモート通訳で対応しました。手話通訳の派遣の内容としては、情報提供・生活訓

練講座などの障害者福祉センター事業や当事者が参画する会議・集会などへの派遣、次いで個々の暮らしに関わる医療や健康など生活面での通訳が多く、これらで全体の 84%を占めています。通訳派遣時間数は、昨年度よりは増加しコロナ禍以前に戻りつつあります。

派遣対象者の高齢化で 60 歳以上の人への派遣が全体の 78.4%（うち 75 歳以上 32.6%）となっており、コロナ禍で外出を控え、健康面で不安を抱えることもあり、社会参加の幅が狭まっています。盲ろうの触手話派遣は 7% 減となっており、昨年度から盲ろう外出支援制度などが動き始めましたが、意欲や健康面で減退が見られました。要約筆記は、講演会などの集会場面のパソコン要約派遣が昨年度から増えています。

奉仕員養成講座として、手話の入門、基礎、ステップアップ講座、手話通訳者・要約筆記者現任研修などレベルに応じた講座を開催しました。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響はなく予定通り開催できました。講座の内容については、カリキュラムに基づく講義とともに、歌や童謡などの題材、当事者への理解を深める内容を盛り込むなどの工夫を取り入れて実施しました。令和 4 年度の実績は、手話講座（現任研修含む）は、延べ 121 回で、1,294 人、要約筆記養成講座（現任研修含む）は、延べ 25 回で、136 人でした。手話講座終了後に、手話サークルに入会するなど自主的に学びを深めたり、日常生活で当事者との実践を重ねたりする受講者も見受けられました。

意思疎通支援者の受験資格を得るには、亀岡市手話奉仕員養成講座・要約筆記奉仕員養成講座を受講後に、府内 2 か所で開催される京都府手話通訳者養成講座（3 年間）・要約筆記者養成講座（1 年間）を修了し、その後統一試験を受けることとなります。また合格率も低いことから、新たな支援者的人材確保が厳しい状況となっています。今年度、手話通訳者の合格者はなく、要約筆記者は 1 名（手書き 1 名）の合格者がありました。

住みなれた地域で、聴覚障がい者に対して、簡単な手話や筆談で対応できる人たちの人材養成を拡充し、さらに未就学高齢ろう者への手話通訳、盲ろう者への触手話通訳、集会等での情報保障を担うパソコン要約筆記者など、高度な技術を要する登録意思疎通支援者の現任研修事業の充実が不可欠と考えます。

生活訓練事業、社会参加促進事業としては、生活訓練・家事訓練など日常生活に不可欠な動作の維持・改善のため作業療法を兼ねた各種講座事業やスポーツ普及事業を実施計画しましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を削減したり、時間短縮したりと調整した講座があります。受講者も慢性疾患を持っておられる方も多く、参加を見送るという方もおられました。人数を制限し、感染対策をして開講しても体調を気遣われ、まだまだコロナ禍前のような参加は難しい状況でした。フレイル予防のためにここに来て人と交流でき、好きなことが出来ることは、自分にとっての生きがいになっていることを改

めて感じておられました。障がい別のニーズに合わせて実施した事業では、同じ障がいのある仲間が集まり活動することで一人ではない、分かり合える仲間がいるという安心感や心強さがきっかけとなり、社会参加につながる意欲が受講生の中に出できました。また、障がいを分けずに実施した書道、生け花、絵手紙、パソコン学習などの事業では、互いの障がいを理解し、お互いへのフォローが自然にでき、やりがいや意欲の向上につながってきています。しかしながら同時に、障がいに合わせた対応が求められる場面も多くあり、引き続き状況にあわせた配慮に努めます。また、視覚障がい者・難聴者・中途失聴者・聴覚障がい者・盲ろう者などを対象とした情報提供事業についても、対象者の多くが65歳以上の高齢者となっており、社会参加の幅が狭まりつつありますが、ニーズを聞き取りながら身近な暮らしについての情報提供・交換に努めています。

② 高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

中央老人福祉センターは、市内在住の60歳以上の高齢者を対象に、生きがいの創出や向上、健康の保持・増進、世代間交流や社会参加をテーマに各種事業を実施し、高齢者の社会参加と住民交流の促進を図りました。また、併せてマッサージサービス事業の受付業務（平成30年度～）も行いました。

各講座事業の開講期間中は、受講者への会話を心掛け、話しやすい環境づくりや健康状態などの変化にも気を付けるよう努めました。また、閉講時には各講座受講者に対してアンケートを実施し、当該講座の感想や受講者ニーズの把握を行うとともに、それを反映させるための実態把握にも努めています。

令和4年度講座の事業実績は、延参加人数以外は登録人数、実施回数、新規受講者で減少となりましたが、実施回数が減少したにもかかわらず延参加人数が増加してるのは、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）に対する対策（マスクや消毒、ワクチン接種など）が整ってきたことで感染状況が落ち着いてきたからと考えます。

減少の原因のひとつとして、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、広報手段である亀岡市広報「広報かめおか」の令和4年6月号からの掲載様式の変更（カレンダー形式に初回のみ掲載され、内容説明等の詳細は省かれる）も大きな原因のひとつと考えます。

出席率については、開講した16講座（フォローアップの講座を除く）の平均が約88%となりました。昨年度（91%）と比べ少し減少となりましたが、引き続きコロナ禍の中で

高い出席率となりました。出席率の高さは、新型コロナワクチン接種者の増加と重症者の減少による安心感からではないかと考えます。

生きがいづくりに関する講座では、令和3年度まで募集開始から数日で定員に達していた「今日からはじめるスマホ活用術講座」シリーズが、突然、最低実施人数に達するかどうかの状況までになってしまい、実際に開講できないシリーズが出てきました。また、「パソコン講座」についても年2回実施していた講座が開講できない結果となりました。

原因として「今日からはじめるスマホ活用術講座」シリーズについては、携帯各社（ドコモやau、ソフトバンクなど）や市内の公共施設や自治会等が同様の講座を実施するようになったことが考えられます。また、「パソコン講座」については、保有率が増えているスマホやタブレットがパソコンの代替品になっていることが考えられます。

しかしながら、どちらの講座も年間を通じて問い合わせはあることから、再度ニーズを把握して実施したいと考えます。

健康づくりに関する講座では、「知って安心やさしい健康講座」として「スポーツボイス講座」を新規に実施しました。

無料の体験会を行った後に募集するという初めての試みをしましたが、どんなことをするのかを一度体験してから申し込みるので良かったという声をいただきました。今後も必要に応じて取り入れていければと考えています。

長年お世話になった「たのしい健康体操講座（平成23年～）」の講師が令和4年度をもって勇退、講座も終了することとしました。また、男性に人気のあった「男のスローな筋トレ講座（平成24年～）」については講師の諸事情により令和4年度途中から実施・継続ができないこととなりました。

しかしながら、身体を動かすことは高齢者の健康維持や介護予防等に重要であると考えますので次年度以降も同様の講座実施に向けて検討を続けていきたいと考えています。

引き続き令和4年度も講座の申し込みをされた受講者に、受講漏れ防止の対策として、開催の日程を記載したハガキを送付し、受講日の周知に努めました。しかしながら、令和4年度も新型コロナの影響により、ハガキの送付後のキャンセルや開講中の欠席も多く、また、館内他のセンター（働く女性の家や障害者福祉センター）の講座と重複して受講される人がいらっしゃり、途中で退室されたり早退されたりすることで講座の雰囲気が変わってしまった、申し込み後にキャンセルがあると最低実施人数ギリギリの

講座については開講できなかつたりと悪影響が目立ってきたので、次年度からは対策をとる必要があると考えます。

登録グループについては、中央老人福祉センター事業区分のグループ数は、31グループ（前年比3グループ減）でした。

新型コロナの影響で会員数が減少するなど活動維持が困難になったためグループ数が減少しました。感染症法上の位置づけが2類から5類に引き下げられた後の登録グループ活動への指導や助言も重要な業務と考えます。

今後も登録グループへの指導・助言とともに自主的な活動が広がっていくような講座の運営、仲間づくり、居場所づくりの支援をしていくことが大切であると考えます。

令和4年度の中央老人福祉センター事業に関しては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けた年でした。事業対象者は市内在住の60歳以上の市民で、新型コロナの重症化を受けやすいと言われています。軽症化してきているとはいえ、その変異株によっては今後も引き続き事業運営に影響があることが考えられます。その対処ならびに対象となる高齢者の受講される年齢層が高くなってきてることへの配慮や、介護予防事業にも注力し、新たな利用者の開拓に向け、魅力ある事業を実施していきたいと考えます。

③ 勤労女性福祉事業（働く女性の家）

働く女性の家では、男女雇用機会均等法の趣旨に則り、働く女性及び勤労者家庭の主婦の日常生活に必要な援助や、その福祉の増進に寄与するため、男女が共にワークライフバランスを考え多様な生き方が選択・実現出来るよう、就労支援事業、両立支援事業、男女共同参画事業、相談事業、自主事業を5つの柱として、女性の再就職に向けての講座や子育て中の方を対象にした講座も開催するなど、様々なニーズに対応していくことを考え実施しました。

講座受講者に対しては、アンケート調査を行い利用者ニーズの把握とその反映に努めています。

令和4年度事業の実施状況は、今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策のため人数制限や講座の分割等対応を行いました。受講者に負担を強いることが多くなりましたが、利用者数は昨年度より約2,000人増加し、全講座で4,814人の参加でした。徐々に

新型コロナ前の状況に戻りつつあります。参加者同士の交流や情報交換も少ないながらもできるようになりました。

主催事業における託児業務に関しては、生後6ヶ月から未就学児童までを対象に今年度延べ45人（前年度75人）に託児サポートを行い、その親が講座に参加し易いように援助しました。

就労支援事業として、「再就職前のパソコンの基本1（Word）・2（Excel）」では就労の選択肢を広げるため実施し、30代～80代の参加者となりました。出席率はWord88%、Excel76%でした。意欲的に受講されていました。他にパソコン関係の講座を3講座開催しました。ただ、課題として数年前から女性の家対象者以外の方も講座に参加できるようした結果、本来の就労支援目的から離れて行っていると考えます。

仕事と家庭の両立支援事業として、「ママのおしゃべりサロン」では、子育て中の親の仲間づくりを目的として、保育士が簡単な集団遊びや作品づくりを提案し、参加者同士のコミュニケーションを支援します。今年度は5組の親子さんで、延べ37名の参加でした。

働き続けるためのココロとカラダづくりを目的に「姿勢改善ピラティス講座」を実施しました。初めての講座を通年で行うと参加者が集まるか不明なので、月1回募集で回数を重ねました。それも影響して当初は参加者が少なかったのですが徐々に参加者が増えました。健康に関する事業は関心が高いです。次年度は通年の講座として計画しています。

セミナー事業では、「暮らしに活かす経済学セミナー」を実施する予定でしたが講師都合で中止となりました。

今後も旬な話題を盛り込み、的を絞った講座の企画を行います。

男女共同参画事業では、フェミニズムの視点から自分を知り自己尊重と自己表現の学習機会として市人権啓発課男女共同参画推進係と共に、大学教授による「エンパワーメントセミナー」を5月に開催しました。参加者は6名でした。また、同じく市人権啓発課男女共同参画推進係と共に、「スキルアップセミナー」を10月に開催しました。10人の参加者でした。いずれも参加者が少なく、セミナーの内容や開催時期等見直しが必要と考えます。

女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）には、啓発用の看板や飾りを玄関の両サイドにライトアップと共に掲示し「DV啓発パープルリボン活動」を実施

しました。

また、犯罪被害者支援のための「ホンディング活動」は規定が変わったため今年度は、これまで回収した本の仕分けに努めました。今後も来館者に期間を決めて呼びかけ啓発活動を引き続き行い、「京都府犯罪被害者支援センター」に寄付します。

相談事業では、「女子会カフェ」として、コンシャスネス・レイジング（CR）、女性が「語り合うこと」を通して自分の思いに気付き、自分らしさを取り戻しながら、意識の変革や覚醒を図っていくことを目的に開催しています。また個別相談も行うなど相談事業としての充実を図りました。個別相談の内容は対人関係や親の介護、身内との関係等多岐にわたっていました。

今年度も、コロナ禍での社会や家庭での環境の変化がもたらす不安、特に高齢者の孤立・孤独が吐露されました。物理的な人とのかかわりが人間にとて大切であり、そうした場を求めて参加される人也有った。

ジェンダー規範から乗じる様々な感覚や行為に気付くきっかけづくりとともに、種々相談窓口や行政サービスの情報を提供しました。

参加者の年齢層は広範囲にわたりますが「女性」という枠組みでの共通項は多いといえます。家族間では別の感情移入があり冷静に考えられないことも、ここでは客観的に考える良い場となっています。

自分が変わることで周囲の人や状況が変化していくことの心地よさを感じている様子がうかがえ、カフェの時間の効果が上がっていると考えられます。

自主事業は法人の自主事業として、主として働く女性を対象に下記のとおり働く女性の家事業を実施しました。利用者数は昨年度より1,820人増加しています。また、受講料も参加者数の増加で予算並みの収入となりました。

なつかしの歌声広場（土曜クラス・金曜クラス）・やさしいヨーガ講座・身体のメンテナンス体操講座・保存食講座（減塩梅干し、白みそ、減塩みそ）・ハートサロン・着付けステーション・ひなまつりコンサートなどを実施しました。また、今年度は総合福祉センター交流事業「活動展」を実施しました。

今年度も、コロナ禍の中での事業開催ということで、様々な面で気苦労や参加者への連絡等に追われることの多い一年でした。ただ、昨年度に比べコロナ前の状況に戻りつつあると考えます。参加者の数はまだまだ戻っていませんが、受講料は予算計上以上にあります

した。

講座開催の企画にあたっては、それぞれの人の「自分のこととして」の視点を中心においた多面的・多角的な思考で、多くの人を取り込みながら今後も事業に取り組みます。

④ 勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年ホームでは、35歳までの若者を対象に相談事業を行いました。キャリアカウンセラー・臨床心理士・精神保健福祉士による専門相談「カウンセリング@ホーム」を開設し、青少年の生活相談・職業相談・その他の悩みの相談など、様々な問題解決に向けてカウンセラーと一緒に考えるなど若者が課題を乗り越えていくための支援を目的に実施しました。また、昨年度からは、新型コロナ対策として相談室に電話回線を繋ぎ対応しました。

○カウンセリング開設日：全24回 月2回 第1木曜日・第3木曜日 午後7時～9時

○相談員：2名 第1と第3木曜日の各日で担当を固定

○相談者数：6名（内、継続者4名と、新規2名）

○相談申し込み件数：39件（内、キャンセル4件）

○相談実施回数：35件（男性：22件 女性：5件 母親：8件）

◎相談者と相談内容の概要など【相談員報告より】

以前は1回の相談日で2枠では足りないほどの相談予約（継続・新規併せて）が入っていた時もありましたが、コロナ禍の現状では予約自体は減少傾向で新規の予約も2件のみがありました。

主な相談内容としては、家族関係の悩みや自身の性格について、対人関係、仕事への取り組み方についてなどありました。

相談者それぞれが定期的に自身のペースで相談に訪れることで心のバランスを保ち、利点を感じてもらえているように感じました。

本人が相談に来られないケースについては、保護者や手紙を通じて電話で話すなど、直接会わなくても相談可能である旨も伝えたが、なかなか本人の来館にはつながらないケースがあるため、今後どのようにして本人と話し、支援をしていくか検討が必要です。

また、当該相談機関の存在を広く市民に知っていただくために、どのような方法が有効かを引き続き検討します。

◎課題等【事業担当者より】

昨年度の課題の1つであった相談員の安全面の確保の観点から万が一に備え、相談会場と事務所をつなぐ緊急通報ブザーを設置したが、相談者が予防線を張ってしまわないよう可能な限り目立たないような配慮も行った。また、引き続き初めての相談者には事務所窓口に来館いただき、相談者の様子等の確認も含め、職員が3階相談室まで案内することとした。

相談員の報告にもあるように当事者が来館されないケースについて、家族の相談の場になっていないかという点が課題と考える。また、継続相談が多いために当事者の年齢が本来の対象年齢を超てしまっているケースもある。いずれのケースも継続を続けていくのか他の機関を紹介してつないでいくのかが今後の課題と考える。現状の1日2枠であります、2枠が継続の方で予約され、新規の方の申し込みがある場合は、継続の方の時間を短縮し、新規の方を受け入れる工夫をしていますが限度があると考えます。非常に難しい課題であります。

継続相談者にとっても新規相談者にとっても利用しやすいカウンセリングの場となるよう慎重に検討を続けていく必要のある課題と考えます。

⑤ その他

本年度は、新型コロナウイルスの感染が縮小傾向にあったため、2年ぶりに亀岡市福祉事業団交流事業を実施しました。

しかしながら、コロナ禍以前のような「総合福祉センターまつり」の実施までは時期尚早と判断し、事業団主催事業を中心に「亀岡市総合福祉センター活動展」を実施しました。実施に当たり、①舞台発表は行わず体験広場にまとめ、その都度、来場者の入れ替えを行う。②模擬店の代わりにキッチンカーでの販売を行う。③登録グループ有志の受け入れを行うなどの工夫をしました。

また、ホームページのメンテナンス時にリニューアルを行い、より見やすく利用しやすい情報手段となるよう努めました。

その他 ガラスケース展示（季節）

登録グループ活動支援（利用料減免、広報支援、相談）

各種相談対応

(3) 施設管理及び施設貸与事業（公益事業2）

① 施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として安心して施設を利用していただくため、亀岡市との指定管理協定書に基づき、適切な施設の管理を行いました。法令で定められている点検実施の他、各部屋・トイレ等の全館施設については、利用者の使用前に日々職員が点検を行うとともに、簡易な修繕や排水施設清掃、樹木の剪定等を行い、施設管理の維持に努めました。

また、電気利用料金については、日常における節電や夏季における電力調整等に努めていますが、電気料金の高騰等により前年度比約43%増と大幅な増加となり、今後この状態が続くと運営にも影響を及ぼす可能性があると考えられます。

本年度は1階コミュニティホールの蛍光灯の交換や屋内消火栓ホースの交換、消防設備点検後の不具合箇所の修繕や正面玄関外側の自動ドアの故障のため内外センサーの交換等を行い、種々適正な施設維持管理に努めましたが、建築後40年が経過し、高額な修繕が増えてくることから、今後も計画的に施設のメンテナンスや大規模修繕の必要があるため、亀岡市の担当課と共に認識を持ちながら協議を進めたいと考えます。

② 施設貸与（公益）事業

平成24年度からスタートした登録グループ制度に基づき、令和4年度は53の登録グループが活発に活動されました。なお、登録グループの活動については、令和4年度の総合福祉センター利用件数の約30%を占め、利用料金は3割減免とはなっていますが、全体の約66%を占めています。

令和3年度まで登録グループの登録要件の1つである「事業団交流事業への積極的参加」の内容については、グループの選択肢を増やすことと自主性を尊重する意味を含め、グループの館外での市民との交流活動の推奨や体験会の開催、館内のガラスケースでの活動展示の開催等に拡げました。

(4) 施設貸与（非公益）事業（収益事業）

公益目的事業以外の施設の貸与も行っており、営利目的等条例規定を除く研修会や会議などの利用がありました。飲料水の自動販売機の設置やコピーサービスについては、施設利用者の利便を図るため、引き続き実施をしました。

また、働く女性の家が自主事業として、なつかしの歌声広場・やさしいヨガ講座・保存

食講座・ハートサロン・着付けステーション等の収益事業を実施しました。いずれも利用者のニーズの高い講座で、女性が力を高められるよう人と情報の出会いの場を提供しました。